

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年7月26日開催 全国信用金庫協会]

## 1. 国内外の金融経済情勢の動向を踏まえた対応について

- 日本経済や金融を取り巻く環境は足元で変化しており、2024年3月には、日本銀行による金融政策の枠組みの見直しにより、17年ぶりの利上げが行われた。これを受け、多くの金融機関では預金金利の引上げを決定したと承知している。さらに、4月以降も、長期金利の上昇が見受けられるなど、今後とも市場動向を十分に注視していく必要がある。
- 金利変動は顧客にも様々な影響を及ぼし得る。こうした状況下では、貸出金利に係る協議に際しては、顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、個々の借り手の状況を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行っていただきたい。
- 金融庁としても、金融政策や各金融機関の動向と、それによる中小企業や住宅ローンの利用者等への影響について、引き続き注視する。

## 2. 金融仲介機能の発揮について

- コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、2024年4月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始が最後のピークを迎えた中、コロナ禍から続く資金繰り支援については、7月以降、コロナ前の水準に戻し、経営改善・再生支援に重点を置いた支援とするなど、現在大きな転換点を迎えている。
- 各金融機関においては、事業者が抱える課題解決に向け、コンサルティング機能を遺憾なく発揮し、経営改善・再生支援に取り組んでいただくよう、お願いしたい。
- また、第213回通常国会において、企業価値担保権の創設等を盛り込んだ「事業性融資の推進等に関する法律」が成立した。これまでのご協力について、改めて厚く御礼を申し上げます。

- 金融庁では、法令の円滑な施行を含め、事業性融資の更なる進展を図るべく、2024年7月に総括審議官をチーム長とする「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を発足した。
- 当該プロジェクト・チームでは、企業価値担保権が選択肢の一つとして活用されるよう、与信判断に当たっての審査や会計上の取扱い等の実務上の論点を議論するとともに、今後の法令整備や制度趣旨等に関する周知・広報等に取り組むこととしている。施行までの間に、各金融機関とも丁寧に相談していく。
- 金融庁としては、各金融機関とのコミュニケーションを密にして、事業の将来性を踏まえた融資や経営支援が行いやすくなるよう環境整備を進めていく。各金融機関においても、個別にお悩み等があれば、金融庁まで気兼ねなくご相談、ご直言いただきたい。

### 3. 顧客本位の業務運営のあり方と金融経済教育の充実について

- 家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備する観点から、2023年の金融商品取引法等の一部改正により、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することが義務化された。現在、法施行に向けて準備を進めているところ。
- 各金融機関におかれては、改めて、単に顧客の表面的なニーズへの対応をもって「顧客本位」であると解することなく、顧客一人ひとりの知識・経験等に照らしてふさわしい金融商品を、顧客が理解できるようわかりやすく説明し販売できているか、といった基本に立ち返り、「顧客本位の業務運営」を更に進展させるべく取り組まれることを期待している。
- また、顧客本位の良質なサービスの提供を確保するためには、金融機関における取組とともに、国民の金融リテラシーを高め、金融商品の適切な選択等を促していくことも重要である。
- こうした観点から、2024年4月に設立した金融経済教育推進機構、通称J-FLEC（じえいふれつく）を中心に、中立的な立場から、金融経済教

育を受ける機会を国民に提供していくが、地域を含めて国全体に広げていくためには、地域金融機関との連携が不可欠である。J-FLECでは、営利活動への協力とならない範囲で、個別金融機関とのイベント共催や、個別金融機関が主催するイベントへの登壇など、各金融機関とのタイアップを進めていくので、是非J-FLECにお声がけいただきたい。

#### 4. 「令和6年7月9日からの大雨」及び「令和6年7月25日からの大雨」にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年7月9日からの大雨及び令和6年7月25日からの大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- まず、7月9日からの大雨にかかる災害等に対し、島根県に災害救助法が適用されたことを受け、7月11日（木）、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を島根県内の関係金融機関等に発出した。
- 次に、7月25日からの大雨にかかる災害等に対し、山形県及び秋田県に災害救助法が適用されたことを受け、7月25日（木）、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

#### 5. 自然災害ガイドラインの積極的な周知広報について

- 自然災害により被災された個人に対する二重ローン対策においては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が重要である。
- 令和6年能登半島地震についても発災から半年が経ち、2024年1月から6月末までの登録支援専門家への委嘱件数は132件と承知しているが、引き続きの活用促進が重要である。

- 能登半島地震を含め、自然災害により住宅ローン等の返済に不安を抱える被災者に対しては、各金融機関から積極的に同ガイドラインの周知広報に努めていただきたい。例えば、
  - ・住宅ローン等の返済の一時停止や条件変更等の申出があった場合
  - ・既往債務がある被災者から追加の住宅ローン等の申込みがあった場合などには、同ガイドラインの案内をお願いしたい。

## 6. 地域金融機関によるM&A仲介・支援について

- 地域金融機関等が、事業者に対するコンサルティング機能を更に発揮する一環として、企業の成長や円滑な事業承継等の手段として重要性が増しているM&Aの支援に、より積極的に取り組むことへの期待が高まっている。
- こうした背景のもと、金融庁では、6月に閣議決定された骨太方針等も踏まえ、地域金融機関等において、
  - ① 顧客企業へのM&A支援に積極的に取り組むことや、そのための業務運営体制の整備を図ることを促すとともに、
  - ② M&A等があった際には、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等の説明を事業者に行うよう求める観点から、監督指針を改正することとし、6月27日に案を公表した。
- 今後、パブリックコメントを経て最終化するが、各地域金融機関においては、今回の改正内容も踏まえ、M&A支援を含む最適なソリューションの提案を行うなど、積極的な取組みを期待している。

## 7. 「経営者保証改革プログラム」の実行推進について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、6月末に2023年度の実績を公表したところだが、無保証融資割合については全業態平均では47.5%と、2022年度の33.9%を大きく上回る結果となった。

- 信用金庫の全体平均でも、37.6%と、2022年度の22.8%を上回る結果となっており、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みが進んでいるものと考えている。また、実績の公表に合わせて、『「経営者保証改革プログラム」を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集』についても公表しているので、こちらも参考にしつつ、引き続き取り組んでいただくよう、お願いしたい。
- なお、2024年5月の意見交換会において、2023年3月以前に締結した根保証契約のうち、保証の必要性等の説明対応が未了、又は対応していない金融機関におかれては、早急に対応していただくよう、お願いをした。
- 金融庁としても、現状を把握すべく、2024年3月時点における「2023年3月以前に締結した根保証契約」に係る説明状況を調査したところ、一部の金融機関において「説明を未実施の先が過半ある」「説明の実施状況を把握していない」といった回答が見受けられた。
- こうした実情も踏まえ、「2023年3月以前に締結した根保証契約」について、保証契約の必要性を事業者に説明・記録いただく内容を改正監督指針案に盛り込み、6月末にパブリックコメントを開始したところである。
- 説明対応が未了となっている金融機関におかれては、監督指針改正案の趣旨も踏まえて、2025年3月末までには対応していただきたい。

#### 8. 「貸付条件の変更等の実施状況」の報告頻度見直しについて

- 「貸付条件の変更等の実施状況」は、金融機関の皆様からかねてより継続して報告負担軽減の要望が寄せられてきたところである。
- 金融庁としては、今年4月に最後のゼロゼロ融資返済ピークを迎えたことから、少なくとも、2024年度上期（4－9月実績報告分）においては、引き続き金融機関の対応状況を丁寧に確認する必要があると考えている。
- 一方、ご要望を踏まえ、2024年度下期（10－3月実績報告分）以降、中小企業向け融資の件数については、現在の四半期から半期へ報告頻度を見直す方向で検討してまいりたい。検討結果については、下期が始まるまでに事務的にご連絡する。

## 9. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績について

- 7月5日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の2023年度活用実績を公表した。
- 本ガイドラインを活用した2023年度の事業再生・弁済計画の成立件数は133件と、2022年度の28件を大きく上回る結果となった。また、2022年度からの累計で37都道府県の活用実績が報告されており、地域的な広がりも見られている。
- 金融機関においては、引き続き、本ガイドラインの活用を含む事業再生支援に積極的に取り組んでいただきたい。

## 10. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 各地域金融機関におかれては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。
- レビキャリアの足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が累計3,159人、求人件数は累計2,064件、マッチング件数については、累計97件となっており、皆様にご尽力いただいたおかげで求人件数が2,000件を超えた。
- 6月24日に開催した「REVICareer 事例共有会」については、事例の発表をいただいた皆様、及びご参加いただいた皆様に感謝。事例共有会で得た知見を人材マッチングの取組みの参考としていただくとともに、地域企業の人材ニーズに応えるべく、引き続きレビキャリアの積極的なご活用をお願いしたい。
- 6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」においても、地域企業経営人材マッチング促進事業を通じたマッチングの推進について言及があり、金融庁として、引き続き各地域金融機関の皆様の人材マッチングの取組みをしっかりと後押ししていく。

## 11. 「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」の公表について

- 金融庁・財務局等の金融仲介機能の発揮に向けた2023事務年度の取組みを「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめ、6月28日（金）に公表した。
- 今般のレポートでは、2023年8月に公表した金融行政方針において重要課題の1つと位置づけている「事業者支援の一層の推進」に向けた関連施策を中心に取りまとめている。

具体的には、

- ・ 経営改善支援に着手する際のポイントを業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」に関する事業や「AI技術を活用した経営改善支援の効率化の研究」など、地域金融機関の支援能力の向上を後押しする取組み
- ・ 地域金融機関による人材マッチングを促進する施策として、「地域企業経営人材マッチング促進事業」など、多様な支援ニーズへの対応の観点から進めた取組み

等について紹介している。

- 本レポートも参考としていただきながら、引き続き、金融仲介機能の発揮や事業者支援の一層の推進に向けた取組みを進めていただきたい。

## 12. 「企業アンケート調査」の結果の公表について

- 金融庁では、2015事務年度以降、地域金融機関をメインバンクとする企業等へのアンケート調査（「企業アンケート調査」）を通じて、地域金融機関の金融仲介の取組みに対する取引先企業の評価等を確認しており、2024年1月に実施したアンケート調査の結果を6月28日（金）に公表した。
- 主な内容として、
  - ・ メインバンクの金融仲介プロセスに対する評価、金融機関の本業支援サービスに対する評価
  - ・ 経営人材の採用状況、経営者保証の現状、事業再生支援の現状等について記載している。
- 本アンケートの結果も参考にしていただきながら、引き続き、顧客ニ

ズに沿った対応を行っていただきたい。

### 13. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるようにするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 金融機関においては、今後、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。
- 同様の観点から、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続等の関係書類が多く、遺族による手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう、金融機関に対して併せてお願いしたい。

### 14. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法440条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切にご対応いただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度ご確認をお願いしたい。



## 15. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、2024年6月末までに、金融機関100先から累計325件、約81億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただきくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

## 16. スタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供の円滑化等に係る自治体アンケート調査結果について

- 2023年2月に、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供について要請※したところ、規制改革推進に関する中間答申（2023年12月決定）等を踏まえ、要請の実効性にかかるフォローアップのために、スタートアップビザ制度を実施する自治体にアンケート調査を実施した。

※ いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、創業活動確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じる旨要請。

- アンケートでは、金融機関の窓口において、要請内容が認識されていなかったことや、有効期限の切れた証明書類の取扱いが明確化されていなかったこと等が原因で、円滑な口座開設に支障を来した事例が一部みられた※。

※ 調査対象期間である2023年3月1日～2024年3月31日にかけて、スタートアップビザを活用して入国した外国人は166名。円滑な口座開設に支障があったと自治体が認識した事例は9件。

※ 証明書類の有効期限は、在留資格認定手続きに係るものであるため、提示された証明書類

の有効期限が既に超過していた場合であっても、発行自治体に確認する等により、当該外国人がいわゆるスタートアップビザを活用していることが明らかである場合は、有効期限内の証明書類を確認した際と同様に取り扱い差し支えない旨、Q&Aを更新し明確化する。

- 6月19日に連絡したが、金融機関においては、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、証明書類を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じるよう改めて伝えるとともに、窓口現場への周知徹底をお願いしたい。

#### 17. 信用金庫・信用組合取組事例集について

- 昨事務年度に引き続き、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた信用金庫・信用組合における創意工夫ある取組みを、「取組事例集」として取りまとめ、2024年6月、貴協会を通じ、信用金庫の皆様に戻元させていただいた。
- 本事例集においては、地域の事業者や信用金庫・信用組合自身の課題とその課題解決に向けた取組みについて、特徴的な事例等を紹介しているので、参考としていただきたい。また、今後も、こうした事例があれば、各種ヒアリングや意見交換会等の際には是非ご紹介いただければ幸い。

#### 18. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

## 19. 顧客本位の業務運営の確保について

- 2023 事務年度は、顧客本位の業務運営に関する原則を踏まえ、外貨建一時払保険、仕組預金を中心に個別のリスク性金融商品に係る販売会社のプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢などのモニタリングを行った。
- 当該モニタリングで認められた、販売会社等において共通するとも考えられる課題等を、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として2024年7月5日に公表した。
- このほか、2023 事務年度は、「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」も併せて公表した。
- 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んで頂きたい。

## 20. 金融犯罪対策について

- 2024 年 6 月、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害の拡大を背景として、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。
- これを受け、2024 年 7 月より従来のマネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- 従来のマネロン等対策も含めて、これからは F A T F 対応・制度対応だけでなく、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害の防止にも力点を置くことの重要性を皆様方にもご理解いただきたい。
- 金融庁としては、今般の「総合対策」に盛り込まれた「法人口座を含む預貯金口座等の不正利用防止」等の施策も含め、投資詐欺等をはじめとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携しつつ、スピード感を持って進めてまいりたい。

## 21. 無登録業者の為替取引に利用されている口座情報の提供について

- 銀行法に基づく銀行業の免許または資金決済法に基づく資金移動業の登録を得ることなく為替取引を業として営むことは禁止されている。

- しかしながら、いわゆるオンラインカジノ等の違法なサイトを運営する事業者への送金について、銀行免許や資金移動業登録を得ていない無登録業者が関与している例が見られるところ。加えて、そのような無登録業者の為替取引には、無登録業者が金融機関に開設した口座が利用されている例が存在。
- こうした状況を踏まえ、金融庁では 2024 年 5 月 17 日付で事務ガイドライン（資金移動業者関係）を改正し、当局において、オンラインカジノへの送金等、悪質な無登録業者の取引に利用されている口座情報を入手した場合、当該口座を開設する金融機関に対して、預金口座の不正利用に関する情報提供を行う旨、明記したところ。
- これを踏まえ、各業界団体には 2024 年 6 月 28 日付で周知文を発出したところであるが、各金融機関において、このような預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づくリスク低減措置等、必要な対応を行っていただきたい。

## 22. 「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」の公表について

- 2024 年 3 月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後は FATF 第 4 次審査での指摘への対応から第 5 次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。
- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。
- このような認識の下で、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、2024 年 6 月 28 日に公表した。
- 2024 年 3 月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関におかれては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

### 23. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2023 年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を 2024 年 6 月 26 日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、IT レジリエンス強化の参考となるよう、ATM 停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。
- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

### 24. 2024 事務年度分のサイバーセキュリティ・セルフアセスメント（CSSA）について

- 2022 事務年度から実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント：CSSA）の取組みについては、2024 事務年度分<sup>※</sup>の実施に向け、2024 年 6 月下旬に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼した。

※ 2023 事務年度分の結果は、2024 年 4 月に当庁のホームページにおいて公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

### 25. 不動産業向け貸出等に係るデータ分析事例の公表について

- 2024 年 7 月 2 日及び 9 日に、『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-（2024.7）』を公表した。本レポートは、金融庁におけるデータ活用の高度化に係る取組の一環として、当庁が実施したデータ分析事例を取りまとめたものである。

(参考)

<https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>

- 今回のレポートでは、共同データプラットフォームで収集した貸出明細データも一部活用し、「地方銀行における不動産業向け貸出及びその債務者区分の動向に関する分析」を含む4本の分析を掲載している※。

利用可能データの関係上、本レポートの分析は地方銀行が対象となっているが、足元の不動産市況の動向も踏まえ、地方銀行に限らず、不動産業向け貸出の動向を今後とも注意深くモニタリングしていきたいと考えている。

※ 不動産業向け貸出に係る分析の他、「企業間取引ネットワーク分析」「労働状況の変化を踏まえた人材不足倒産に関する分析」「高速取引行為が市場流動性や市場変動の大きさに与える影響に関する分析」を公表。

- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握に取り組んでいきたいと考えているところであり、データに根差したモニタリングの高度化を目指していく。

## 26. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、
  - ・金融機関等による経営改善・再生・再チャレンジ支援、事業承継及びM&A支援の促進、
  - ・地域金融機関等による大企業と地域の中堅・中小企業等とのマッチング支援の強化、
  - ・NISAの活用等や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革の実質化、資産運用業とアセットオーナーシップの改革など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
  - ・非上場株式の流通活性化など、スタートアップへの資金供給に関する環境整備、
  - ・インパクト投資やトランジション・ファイナンスの推進、地域の実情に応じたGXの体制整備支援、サステナビリティ情報開示の充実など、サステナブルファイナンスの取組、

などの施策が盛り込まれている。

- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点をご理解のうえ、金融機関の皆様のご理解・ご協力を今後、よろしくお願いしたい。

## 27. N I S Aに関する一般向け資料集について

- 6月26日、当庁のN I S A特設ウェブサイトにて、N I S Aに関する一般利用者向けの資料集を公開した。新しくN I S Aを始めた方に、あるいは市場が変動する中においてもN I S Aを適切に御活用いただけるよう、制度についてよく御質問をいただく点や、利用する際の留意点、活用事例等について、わかりやすく御紹介している。
- 既にこの場で申し上げているとおり、N I S Aに関して国民の関心が高まっている今だからこそ、国民の皆様が適切に制度をご活用いただけるよう、今一度、官民が連携した周知・広報が重要である。
- 金融機関の皆様におかれても、利用者への制度説明等の際に、ぜひ御活用いただきたい。また、内容についても、改善できる点があれば、ぜひ御意見をお寄せいただきたい。

(参考) N I S Aに関する一般向け資料集

[https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/slide\\_202406.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/slide_202406.pdf)



## 28. 5月G7財務トラック及び6月G7サミットの成果物について

- 5月23日から25日にかけてイタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が、6月13日から15日にかけてイタリアのプーリアでG7首脳会議がそれぞれ開催された。両会合における金融分野の主な成果をご紹介したい。
  - ・ まず、金融システムの脆弱性を特定・監視・対処するためのFSB及び基

準設定主体の作業の重要性が強調された。

- ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFII）に関して、同セクターの強靱性を強化するためのFSBの作業を強く支持している。具体的には、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。
- ・ 暗号資産に関しては、2023年5月のG7新潟声明で、G7は、FSB勧告等に整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回のG7声明で当該コミットメントを再確認した。また、金融活動作業部会（FATF）の取組の重要性を再強調しており、具体的には2024年3月に公表された実施状況一覧表を含むFATF基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。
- ・ また、2023年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みはOECD及び保険監督者国際機構（IAIS）と共にG7で策定された。
- ・ こうした論点に加えて、財務トラックでは、サイバーセキュリティに関して、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7サイバー専門家グループ（G7 CEG）が2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7 CEGに対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。

- クロスボーダー送金や移行計画といったその他の論点についても、声明に盛り込まれているため、ご関心に応じて資料をご参照いただくと幸いです。
- 引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいります。

## 29. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案の検討進捗について

- 金融活動作業部会（FATF）は、新たな決済手段・技術・プレイヤーの登



場等による決済市場構造の変化、及び、決済規格の標準化を念頭に、必要なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の遵守及びFATF基準の技術的中立性を確保しつつ、クロスボーダー送金を、より迅速で、より安価で、透明性の高い、包摂的なものとするため、現在、勧告16の改訂作業を進めている。

- 2024年2月末～5月初旬にかけて実施された市中協議に際して、業界の皆様から貴重なご意見を頂戴し、感謝申し上げます。
- 2024年6月26日～28日に開催されたFATF全体会合において、本市中協議の結果も踏まえ、勧告改訂の内容の複雑性及び決済システムへの影響に鑑み、最終化の前に官民の関係者との更なる対話が必要であり、もう少し時間をかけて検討していく旨、合意した。
- 金融庁としては、引き続き、皆様方のご意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に貢献して参りたい。

(以 上)